

令和3年度 札幌市保育士・保育所支援センター運営業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和3年度 札幌市保育士・保育所支援センター運営業務

2 事業概要

平成28年度に設立した「札幌市保育士・保育所支援センター」について、札幌市長公約となっている機能強化を実現させるため、令和3年4月1日より、求人を取り扱う施設の種類や職種を広げるほか、求人と求職者を結びつけるためのマッチングシステムを導入するなどして、札幌市の保育人材確保の拠点化を目指す。

なお、センター名称を、現在の「札幌市保育士・保育所支援センター」から、「札幌市保育人材支援センター」へ変更（愛称「さぼ笑み」は引き続き使用）する。

以下、令和3年度における機能強化部分について二重下線で示すこととする。

3 業務委託期間

契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※ 契約締結日令和3年2月1日予定

4 業務費用

37,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とし、契約金額は別途決定する。なお、この金額は現時点の予算規模を示すものであり、予算議決後変更となる可能性がある。

5 定義

次に掲げる用語の定義は、当該各項目に定めるところによる。

(1) 支援センター

札幌市保育人材支援センター（愛称：さぼ笑み）をいう。

(2) 保育所等

下記のいずれかに該当する施設等とする。

ア 札幌市長が確認を行っている子ども・子育て支援法第27条第1項に定

める特定教育・保育施設のうち、認可保育所、認定こども園及び同法第29条第1項に定める特定地域型保育事業者。

- イ 札幌市内において子ども・子育て支援法第59条の2に該当する企業主導型保育事業を行う者。
- ウ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、札幌市内において同法第34条の18第1項の規定による届出を行った事業者。
- エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、札幌市一時預かり事業の要綱に定める長時間預かりを実施する施設を運営する事業者

(3) 保育人材

下記のいずれかに該当する者とする。

ア 保育士

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する者（保育士資格保有者）

イ 保育教諭

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する者（幼保連携型認定こども園の保育教諭）

ウ 幼稚園教諭

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の教員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する者）

エ 栄養士

栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する者

オ 看護師

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する者

カ 准看護師

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第6条に規定する者

キ 調理員（有資格）

調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する者

ク 調理員（無資格）

前号に掲げる者以外で児童の給食調理に従事する者

ケ 保育支援者

札幌市保育支援者補助事業の要綱に定める保育士資格を有しない者

(4) 潜在保育士

現在保育所に勤務していない保育士

(5) 保育士養成施設

厚生労働省の指定する保育士を養成する学校その他施設

6 事業内容

(1) 支援センターの設置及び運営等

ア 適正な事業運営

厚生労働省の定める有料職業紹介事業の許可を受け、職業安定法、職業紹介事業認可基準その他の法令・基準等を遵守すること。

イ 個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、札幌市個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、有料職業紹介事業許可基準第2項の基準を遵守し、適切な管理を行うこと。

ウ 事業所の整備

下記の条件を満たす事業所を整備すること。

(ア) 札幌市営地下鉄さっぽろ駅(JR札幌駅を含む)、または大通駅から、徒歩約10分圏内に位置する、交通利便性の高い場所であること。

(イ) 面積は事業責任者及び就労支援員の執務スペース、及び各種相談対応が可能な相談スペースなど、職業紹介等の適正な実施に必要な広さを有すること。

(ウ) 事業所の入り口や受付カウンターなど、支援センター利用者にとって分かりやすい場所に「札幌市保育人材支援センター（愛称：さぼ笑み）」の名称を明示（掲示）すること。

エ 開所日等

(ア) 開所日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日を除く、週4日間以上。なお、うち1日は、土曜日・日曜日のいずれかとすること。

(イ) 開所時間

保育士等が相談等しやすいように、例えば夕方以降を含んだ時間帯とし、1日当たり7時間程度。

オ 実施体制

- (ア) 事業責任者を1名配置すること。
- (イ) 厚生労働省の定める有料職業紹介事業の許可基準における職業紹介責任者の要件を満たす職員を、支援センターもしくは支援センターから通常の交通手段により1時間以内で通勤可能な範囲に配置すること。なお、当該職員を事業責任者と兼務させることは妨げない。
- (ウ) 保育士再就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を1名以上配置すること。コーディネーターは、保育士等の就職支援等に専門的な知見を有し、事業責任者が適切と認めた者であること。

(2) 潜在保育士の再就職支援等

ア 潜在保育士の再就職支援等に係る以下の業務を行う。

- 潜在保育士、現に保育所等に勤務する保育士、及び保育士を目指している者への相談支援
- 潜在保育士への就職斡旋及び求人情報の提供
- 保育所等への雇用管理や求人方法等に関する助言指導
- 研修の企画及び実施（※）

実施内容や、日時・回数等は、企画提案による。なお、実施にあたっては、札幌市との協議のうえ詳細を決定すること。

※ 参考：令和2年度実施内容

研修名称：保育士職場復帰セミナー
実施時期：令和2年11月、令和3年2月（予定）
内 容：（1日目）保育に関する最新の情報や技術を紹介し、スムーズな職場復帰を支援する。
 （2日目）希望者のみ、認可保育所等で保育体験。
定 員：各40名

- その他、保育所等見学の斡旋等といった潜在保育士の再就職支援等に関する事項

イ コーディネーター

上記(2)アに掲げる業務を円滑に実施するための以下の業務を行う。

- 保育所等に関する採用募集状況の把握
- 求職者のニーズに合った就職先の提案
- 求職者と雇用者双方のニーズ調整
- 保育所等に対し潜在保育士の活用に関する助言
- その他必要な関係機関等との連携・調整等

ウ 人材バンク機能を活用した潜在保育士の把握と継続的な支援

保育所等を離職した保育士等（以下「離職保育士」という。）に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等に関する以下の業務を行う。

(ア) 保育所等に対する離職保育士による支援センターへの届出勧奨

(イ) 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理

※ 届出してもらう情報の内容

氏名、生年月日、離職時の住所、電話番号及びメールアドレス等

(ウ) 離職保育士に対する郵送や電子メール等による再就職希望状況等の現況確認

(エ) 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

エ 潜在保育士向けマッチングシステム構築および運営

支援センターにインターネット環境と接続したマッチングシステムを導入することで、上記(2)アで実施している潜在保育士の再就職支援等について、潜在保育士等のニーズに合わせた、きめ細かいマッチングを実施する。

(ア) 求職者が求人情報を検索できる機能、求人情報の登録機能は搭載すること

(イ) 受託者が変更となった場合、蓄積した各種データ（個人情報、求人情報、対応履歴等）を CSV 形式等の汎用性があるデータで引き継ぐこと

※ マッチングシステムの導入効果や機能に関するイメージは別紙参照のこと

(3) 広報等

支援センターの認知度を向上させ、対象施設や潜在保育士等に支援センターを積極的に活用してもらうため、以下の業務を行うこと。なお、既に支援センターを認知している層に対しても、機能強化の内容を伝えることを目的として、引き続き広報を継続すること。

なお、広報においては、メインターゲットである潜在保育士に重点を置きつつも、調理員や保育支援者等といった他職種に対しても効果的に PR が可能となる仕掛けづくりに努めること。

ア ホームページの充実

支援センターの既存ホームページについて、マッチングシステムへ遷移できるような機能を追加するほか、その他の内容も整理・充実をはか

り、潜在保育士等の求職者に、より親しみやすい印象を与えるものとする。なお、多数がモバイル端末からの利用となることも想定しながら、操作性が向上するよう工夫すること。

イ 支援センターの認知度の強化

(ア) 支援センターの周知を目的とし、令和4年度以降も使用できる汎用性の高い内容で、チラシ・ポスターを制作し、適宜、関係機関等に配布や掲示を行うこと。なお、配布・掲示は、保育施設や保育士養成施設に加え、集客性の高い商業施設等といった公的機関以外に対しても積極的に依頼することが望ましい。

(イ) 潜在保育士等の求職者が日常的に使用する SNS や web 上で、支援センターのホームページに誘引する広告を実施すること。

(ウ) 保育所等に対し、施設に直接届く方法（電子メール等）を用いて支援センターの周知を年2～3回程度行うこと。

ウ 集客力の高い施設やイベントでの出張相談会の開催

ハローワーク等といった他の公的な求職者向け機関（調整中）や、就職説明会等のイベントにおいて、出張相談を年数回実施すること。

エ その他支援センターの認知度向上のための広報に関する取組の実施

前述のほかに、支援センターの認知度向上や、利用者増に効果的な広報手段がある場合は、企画提案及び実施すること。

(4) 関係機関との連携

支援センターの運営に関し、関係機関・団体(※)と適切な連携を図ること。

※ 札幌市に所在する幼稚園や保育所等で構成されている団体、札幌市、北海道労働局、ハローワーク、保育士養成施設、他の自治体が設置する保育士・保育所支援センター等。

(5) 実績報告

ア 半期ごとに実績の報告を行うこと。上半期分（4月から9月末まで）を10月末まで、下半期分（10月から3月末まで）を3月末までに提出する。

イ 上記アのほか、当月分の登録事業者数、求人件数、求人人数、相談件数および紹介状発行件数とその内訳（採用・不採用等）について、翌月10日までに、札幌市に対し毎月報告を行うこと。

(6) 次期受託者への引継ぎ

保育人材支援センター内の業務効率化、及び令和4年度以降の受託者への引継ぎを目的として、支援センター事業運営に関するマニュアル等を作成すること。

- ア 事務フロー、業務計画、必要帳簿等の作成
- イ マッチングや研修等に関する改善提案
- ウ マッチングシステムの登録情報の csv 等によるデータ出力

7 手数料の取り扱い

本業務において保育士等又は保育所等に提供する相談・職業紹介等のサービスについて、手数料、登録料、紹介料及びその他いかなる名目の金品も徴収することができない。

8 留意事項

- (1) この仕様書に記載する業務は、委託者との協議の上行うこととし、必要に応じて作業責任者等の連絡先等を提示のうえ、関係機関との連携を図ること。
- (2) 本業務の履行に当たり、この仕様書に定めのない事項及びその内容に疑義が生じた事項については、速やかに委託者と協議し、その指示に従って業務を行うこと。
- (3) 本業務の履行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。ただし第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りでない。
- (4) 受託者は、委託者に対し、本件業務に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (5) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (6) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (7) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 業務が完了した後は、業務報告書等を添付のうえ完了届により速やかに業務の完了を報告すること。
- (9) 上記完了届を提出した後、請求書により支払いを請求するものとする。

- (10) 本仕様書に定める事項のほか、個人情報保護等の関係法令及び札幌市契約規則を遵守すること。

9 問い合わせ先

- (1) 担当部局・担当者名

札幌市子ども未来局支援制度担当部保育推進担当課 保育推進係
長能（ナガノ）、岡田

- (2) 住所

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

- (3) 連絡先

電 話：011-211-2346 FAX：011-231-6221

E-mail：hoiku-suishin@city.sapporo.jp

